

寒河江川土地改良区たより

2021/令和3年 10/15 No.40



水土里ネット寒河江川
(土地改良区の愛称です)

土地改良区の概要
受益面積:3,113ha
組合員数:3,927名

水 MIDORI 土里

水は農業用水、地域用水を
土は土地、農地、土壌を
里は農村空間や農家・非農家などの
生活空間を表現しています。



CONTENTS

理事長あいさつ	2
第43回臨時総代会	3
令和2年度事業報告	4~5
令和2年度決算報告	6
令和2年度財産目録・貸借対照表総括表	7
土地改良区選挙について	8
土地改良区からのお知らせ	9
寒河江小学校4年2組二ノ堰学習会	10

7月15日 寒河江小学校4年2組の児童による二ノ堰学習会の様子
(二ノ堰親水公園にて集合写真撮影) ※詳細はP10をご覧ください。

編集・発行

寒河江川土地改良区

TEL. (0237) 86-5112 FAX. (0237) 86-0474 山形県寒河江市字中河原222番地の2
E-mail: sagae-r4@cpost.plala.or.jp <http://www.sagaegawa.com/>

理事長あいさつ



理事長
奥山喜男

おはようございます。第43回臨時総代会開催にあたり、朝早くから何かとお忙しいところ、また長らく続いた猛暑でお疲れのところ、各地区総代代表の方々にご出席をいただき誠にありがとうございます。また、常日頃より当土地改良区の事業運営にご理解とご協力いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

これまでの総代会ですと、寒河江市長様、河北町長様及び市、町の課長様方より来賓でのご出席とご挨拶をいただいているのですが、コロナ禍での開催ですので失礼ではありましたが、ご出席のお断りの案内を出ささせていただき、新型コロナウイルス感染対策のできる参加範囲での、総代代表者と書面による臨時総代会の開催となりました。皆様方のご理解を宜しくお願い申

申し上げます。

4月7日、國井前理事長の突然のご逝去に哀悼の意を表し、これまでのご功績に感謝申し上げます、心よりお悔やみを申し上げます。

その後、4月16日開催の理事会での互選により理事長に就任いたしました奥山喜男です。未熟者ですが、皆様のご指導ご協力を得て残任期間務めてまいります。尚、副理事長に芳賀博氏、総務担当理事に吉田正幸氏、会計担当理事に松田広己氏が決まりました。引き続き役職員一同、気持ちを引き締めて事業運営にあたってまいりますので、皆様方より更なるご指導とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

さて、この度の台風8号も1年前の水害を思い出し心配されましたが、当地区には何事もなく通過し、作物には恵みの雨となり幸いでした。

今年前期を振り返ってみますと、果樹が昨年12月からの大雪による枝折れ、2、3月は一転して好天続きによる雪解けが早まり生育が進みましたが、4月にはこれまで経験したことのない自然災害での凍霜害といった異常気候が発生しています。当地区の特産品であるサクランボも大きな被害を受け、県全体での農産物被害総額も過去最高で、7月16日時点では県発表の果樹だけで総被害額が124億2千万円になったそうです。被害に遭われた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

そして、昨年7月27、28日の大雨による経験したことのない最上川の氾濫から1年になりました。住宅・農地・作物被害に見舞われ当土地改良区管内も農地・施設や用排水路への土砂堆積・法面崩壊等の甚大なる災害に見舞われました。その水路や農地の災害復旧工事も6月までのおおむね完了し、農地への作付けができる状態に回復いたしました。これも各推進協議会の方々の協力と各行政や関係機関のご支援・ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

しかしながら当土地改良区としての負担も発生し、この度の総代会案件にも協議させていただきましたが、多くの積立金等の取り崩しでの対応をさせていただきました。組合員各位が相互扶助の気持ちで、後ほど内容説明をさせていただきますが皆様方のご理解をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。

また、当土地改良区も合併して、今年で20年目を迎えました。これまで多くの先輩方が取り組まれてきた多くの事業が実を結び今日に至っております。今年、新規事業として地域の方々の長年のご苦勞とご努力により、207ha規模で柴橋地区農地整備事業の計画設計と地形図作成の予算が付き、入札も終わり事業が始まりました。将来の農業営農ビジョンを見据えながら進めてまいりたいと思いますので、皆様方のご指導ご協力をお願いいたします。

翌年の令和4年3月には総代の任期に伴い、新しい総代選挙体制で総代選挙が行われます。各地区での対応を宜しくお願いいたします。

結びに本日の提出議案は、令和2年度決算等についての1議案と令和3年度補正予算等についての6議案であります。慎重審議していただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

第43回臨時総代会を開催

7月29日、寒河江市のホテルシンフォニーアネックスにおいて第43回臨時総代会が開催されました。今回の総代会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、土地改良法第31条の規定に基づく書面議決と地区代表総代による総代会として対応いたしました。議長に柴橋地区の武田正敏氏を選任し、令和2年度決算関係書類及び令和3年度収支補正予算書等7議案が上程され、慎重審議の結果、原案通り議決決定されました。

令和2年度

総認第7号 令和2年度決算関係書類の承認について
監査報告書



奥山理事長あいさつ

令和3年度

総認第1号 令和3年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について

総議第20号 令和3年度県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金の変更について

総議第21号 土地改良区有地の処分について

総議第22号 令和3年度一般会計収支補正予算について

総議第23号 令和3年度事業特別会計収支補正予算について

総議第24号 付帯決議について



議長を務めていただいた
武田正敏総代



総代会の様子

令和2年度事業報告

第1 地区及び組合員の状況

地積 3,113ha 組合員 3,927名

第2 事業の状況

1 土地改良施設の維持管理の状況

(1) 用水補給の状況

令和2年度は、暖冬小雪という条件の中、農作業の進捗も進むと予想していましたが、晴れ間が少なく、農作業がなかなか進まない状態でした。その後、連休の好天により農作業が進み、代かき大水は全般的に順調に推移してきました。また、令和2年度より行政機関や関係団体を通して大水に対する通知連絡を実施し、農家のみならず市民への農業用水への理解と協力を得ることができました。

しかし7月27日から28日に発生した豪雨により、山形県内過去最大の豪雨災害となりました。当土地改良区管内の施設・農地が被災し、通水・営農等にも大きな影響を受けました。そして、大堰地区・二ノ堰地区の取水施設である昭和堰幹線水路が土砂流入により閉塞し、通水できない状態になりました。出穂期でもあったことから、早急に通水をしないと農作物の生育に支障をきたしてしまう恐れもあったため、行政機関と連携し迅速に土砂撤去作業の実施と連絡通知を実施しました。その後8月5日に通水再開をしました。現在も復旧中の箇所もありますが、安定な通水ができるように復旧作業等の対策を進めております。

(2) 維持管理の状況

用排水路の維持管理について、例年どおり、幹線・準幹線用排水水路は本区職員による直営又は請負により実施し、支線水路等は地区推進協議会及び地元維持管理組合等から労務提供などの協力を得て、草刈り、浚渫及び補修等を実施しました。

維持管理事業について、200万円以上の維持工事は積極的に補助事業を活用し、計画的な工事を実施すべく、土地改良施設維持管理適正化事業に加入しています。また、200万円未満の小規模な維持工事は、土地改良区単独事業にて実施しました。

2 土地改良事業の施工状況

- | | |
|---|-----------------|
| ① 寒河江川下流地区基幹水利施設管理事業 | 事業費：14,072,754円 |
| ② 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型） | 事業費：11,314,321円 |
| ③ 国営造成施設管理体制整備促進事業（高度化経費） | 事業費：840,000円 |
| ④ 土地改良施設維持管理適正化事業 | |
| ・大堰地区古佐川排水樋門整備補修工事 | 事業費：16,005,000円 |
| ・大堰地区楨川排水樋門整備補修工事 | 事業費：20,240,000円 |
| ・谷地東用水路整備補修工事 | 事業費：9,596,400円 |
| ・中向排水路底盤整備補修工事 | 事業費：7,316,100円 |
| ・白岩地区支線水路目地整備補修工事 | 事業費：3,880,800円 |
| | 合計：57,038,300円 |
| ⑤ 山形県防災減災事業 | |
| ・高松地区幹線水路安全柵設置工事 | 事業費：14,608,000円 |
| ⑥ 土地改良区単独事業 | |
| 国営造成施設管理体制対象施設以外の幹線排水路等の土砂浚渫及びその他施設の剪定や除草等の作業実施 | |
| ⑦ 土地改良区単独維持工事 | |
| 幹線・準幹線用排水路等施設の維持工事のうち200万円未満の小規模な工事の実施 | |
| ⑧ ポンプ施設等 | |
| 配水開始前の各揚水機場の点検整備とタイマー交換・封水ポンプ更新等の実施 | |

- ⑨ 令和2年7月豪雨災害復旧工事
- ア 災害復旧事業（公共） ※激甚災害認定箇所
- ・溝延地区内水路・農地（4地区）土砂撤去工 査定額： 39,532,000円
 - ・新山堰揚水機場機械設備工 査定額： 8,488,000円
 - ・新吉田揚水機場機械設備工 査定額： 3,437,000円
 - ・寺川揚水機場機械設備工 査定額： 6,354,000円
 - ・下釜排水機場建屋解体工、架台・機械設備工 査定額： 119,962,000円
- ※尚、現在も工事進捗中のため事業費については変更になります。確定の災害復旧工事額については次年度の令和3年度決算時に報告します。
- イ 小規模災害復旧事業（公共） 事業主体：土地改良区（40万円未満対象）補助率50% 県・町
- ・弥勒寺地区排水法面復旧工事 事業費： 242,000円
- ウ 土地改良区単独災害復旧事業 イ以外のもの 補助率50% 町

3 県営事業の進捗状況

- ① 谷地堰地区水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） ※令和2年度で事業完了
繰越明許事業費 138,500円 当年度事業費 6,000,000円
合計事業費：6,138,500円
- ② 寒河江南部地区農地防災事業（農村災害対策整備事業）
繰越明許事業費 250,000,000円 当年度事業費 43,700,000円
合計事業費：293,700,000円
- ③ 平田地区農村地域防災減災事業（ため池整備事業）
繰越明許事業費 96,740,000円 当年度事業費 11,480,000円
合計事業費：108,220,000円
- ④ 北谷地地区農業競争力強化基盤整備事業（農地整備）
繰越明許事業費 24,138,000円 当年度事業費 86,208,000円
合計事業費：110,346,000円
- ⑤ 引竜地区農業競争力強化基盤整備事業（農地整備）
繰越明許事業費 290,000,000円 当年度事業費 10,000,000円
合計事業費：300,000,000円

第3 事務の経過

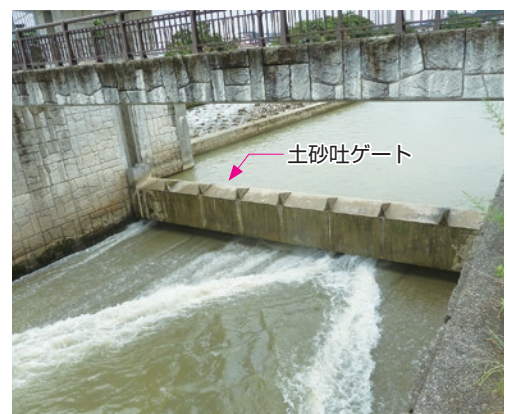
1 総代会	定例1回	臨時1回	⋮	4 監査会	決算1回	一般2回
2 理事会	定例10回	臨時2回	⋮	5 運営委員会	定例2回	
3 監事会	定例4回	臨時1回	⋮	6 総務委員会	定例1回	臨時1回

昭和堰頭首工の取水状況について

管内約2,470haの農用地をかんがいする基幹施設である昭和堰頭首工は供用開始後17年を経過し、老朽化が進んでおります。併せて、除塵網場の一部破損と底盤洗掘の影響により土砂吐ゲートの全閉操作と安定取水ができない状況となっております。

当土地改良区では、補助事業を活用し、行政機関及び関係団体と連携を図りながら早期の改修を目指して対応を行っておりますが、大規模な工事となり、工期も要することから来年も同様の状況が続くと想定されます。

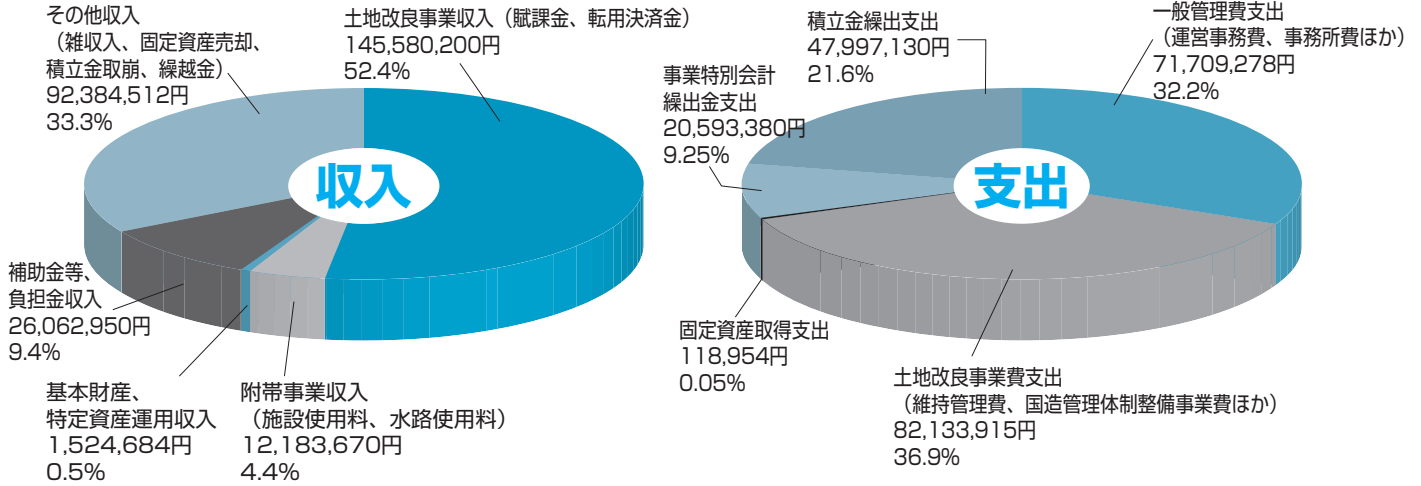
そのため、特に夏場の渇水時期については、**取水量の制限や大堰地区と二ノ堰地区の交互の送水等の措置が必要となる可能性があります**ので、ご理解とご協力をいただきますとともに、組合員の皆様におかれましてもより一層の節水に努めていただきますようお願い申し上げます。



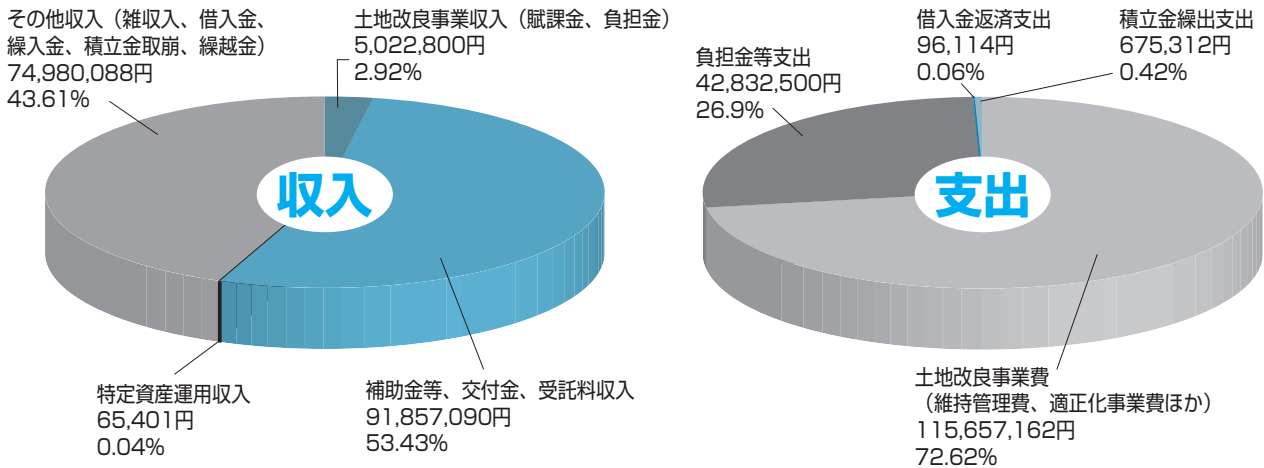
全閉操作ができず漏水している状況

令和2年度 決算報告

一般会計 収入合計 277,736,016円
 支出合計 222,552,657円
 差引残額 55,183,359円 (次年度へ繰越)



事業特別会計 収入合計 171,925,379円
 支出合計 159,261,088円
 差引残額 12,664,291円 (次年度へ繰越)



令和2年度 賦課金収納実績 (単位 円、%)

経常賦課金

区分	賦課額	徴収済額	収納率
大堰地区	79,066,600	78,927,820	99.82
二ノ堰地区	30,492,530	30,315,540	99.42
高松堰地区	21,810,380	21,660,450	99.31
白岩地区	4,401,320	4,401,320	100.00
中郷地区	4,391,280	4,384,360	99.84
合計	140,162,110	139,689,490	99.66

事業賦課金

区分	賦課額	徴収済額	収納率
平田事業	515,460	513,900	99.70
沢畑開田	157,200	157,200	100.00
合計	672,660	671,100	99.77

財 産 目 録 (令和3年3月31日現在)

単位 (円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		未払金	5,013,541
現金	127,896	預り金	933,716
普通預金	10,546,511	未払消費税	683,300
当座預金	204,416	仮受金	5,680
未収賦課金等	755,100		
短期未収金	63,393,287	固定負債	
前払金	211,777	役員退任慰労金引当金	2,075,895
固定資産		職員退職給与引当金	
有形固定資産	297,305,871		18,973,320
無形固定資産	80,538,329	転用決済金引当金	74,350,446
その他固定資産		国営負担引当金	402,017,797
基本財産	700,848,469	日本政策金融公庫借入金	171,054,583
特定資産	973,659,910	適正化事業拠出金未払金	5,352,000
その他資産	7,454,733	平田地区転用決済金引当金	402,894
		引竜地区転用決済金引当金	13,469,663
資産合計	2,135,046,299	負債合計	694,332,835
		正味財産合計	1,440,713,464
		負債及び正味財産合計	2,135,046,299

貸借対照表総括表 (令和3年3月31日現在)

単位 (円)

科 目	一般会計	事業特別会計	内部取引消去	合計
I 資産の部				
1 流動資産				
現金及び預金	10,878,823			10,878,823
未収賦課金	472,620	1,560		474,180
未収水路使用料	71,750			71,750
未収施設使用料	209,170			209,170
短期未収金	23,499,700	39,893,587		63,393,287
前払金	159,109	52,668		211,777
他会計貸付金	26,609,855		△26,609,855	
2 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物及び附属設備	2,347,225			2,347,225
所有土地改良施設	245,886,723	10,167,358		256,054,081
土地改良施設用地等	37,094,774			37,094,774
機械及び装置	305,937			305,937
車両運搬具	1,226,580			1,226,580
器具備品等	277,274			277,274
(2) 無形固定資産				
受託土地改良施設使用収益権		68,778,173		68,778,173
地上権	11,587,626			11,587,626
ソフトウェア	172,530			172,530
3 その他固定資産				
基本財産	700,848,469			700,848,469
特定資産	907,874,288	65,785,622		973,659,910
その他資産	7,454,733			7,454,733
資産合計	1,976,977,186	184,678,968	△26,609,855	2,135,046,299
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	4,341,432	672,109		5,013,541
預り金	933,716			933,716
未払消費税	683,300			683,300
仮受金	5,680			5,680
他会計借入金		26,609,855	△26,609,855	
2 固定負債				
役員退任慰労金引当金	2,075,895			2,075,895
職員退職給与引当金	18,973,320			18,973,320
転用決済金引当金	74,350,446			74,350,446
国営負担引当金	402,017,797			402,017,797
日本政策金融公庫借入金		171,054,583		171,054,583
適正化事業拠出金未払金		5,352,000		5,352,000
平田地区転用決済金引当金		402,894		402,894
引竜地区転用決済金引当金		13,469,663		13,469,663
負債合計	503,381,586	217,561,104	△26,609,855	694,332,835
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
2 一般正味財産	1,473,595,600	△32,882,136		1,440,713,464
正味財産合計	1,473,595,600	△32,882,136		1,440,713,464
負債及び正味財産合計	1,976,977,186	184,678,968	△26,609,855	2,135,046,299

寒河江川土地改良区総代・役員改選について

総代選挙

- ・ 任期満了日：令和4年3月2日
- ・ 立候補資格者：組合員であって年齢20歳以上のもの
(禁固以上の刑に処せられて執行中の者を除く)
- ・ 届出期間：令和4年2月上旬の2日間
- ・ 届出場所：寒河江川土地改良区

※今回より当土地改良区管理のもとで選挙が実施されます。選挙の日程等については確定次第組合員の皆様へ文書での周知及び事務所掲示場、ホームページに掲示いたします。

役員（理事・監事）選任

- ・ 任期満了日：令和4年3月31日
- ・ 選任方法：定款及び定款附属書役員選任規程に基づき第44回通常総代会の議決により選任

〔総代〕

選挙区	総代人数
第1区（谷地）	12
第2区（西里）	9
第3区（溝延）	9
第4区（北谷地）	8
第5区（三泉）	5
第6区（醍醐）	3
第7区（寒河江）	12
第8区（西根）	9
第9区（高松）	7
第10区（柴橋）	9
第11区（白岩）	3
計	86

〔役員〕

被選任区	理事人数	監事人数
第1被選任区（谷地）	1	2
第2被選任区（西里）	1	
第3被選任区（溝延）	1	
第4被選任区（北谷地）	1	
第5被選任区（寒河江北部）	1	
第6被選任区（寒河江）	1	
第7被選任区（西根）	1	
第8被選任区（寒河江西部）	1	
第9被選任区（柴橋）	1	
員外監事	-	1
計	9	3

こんなときは土地改良区に届出を!!

公共機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳等の移動・修正はなりません。必ず忘れずに届出をお願いします!!

事由	申請書の種類	留意点
農地の取得・喪失があったとき 死亡・相続・農業者年金受給のとき 農地の貸借があったとき	組員資格得喪通知書 口座振替依頼書	農地法・農業経営基盤強化促進事業による貸借も耕作権移動の対象になりますので、借り手が賦課対象となります。
地目を変更したとき	地目変更届	登記地目が変更されてからの申請が必要です。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき 農用地外に農地を変更するとき	農地転用意見書交付願 地区除外申請書	農地転用は、各農業委員会に事前に相談をお願いします。土地改良区と協議が整ったもの以外は受付処理できませんのでご了承ください。農地転用の申請は、毎月5日が締日となっておりますので、早めの提出をお願いします。地区除外がある場合は、決済金が発生します。
居住地を変更したとき	住所変更届	
寒河江市で下水道許可区域外で浄化槽を設置したいとき	排水利用承認申請書	寒河江市設置型合併浄化槽申請地域は、市下水道課への相談が必要になります。
河北町で浄化槽を設置したいとき	施工承認願 確約書	土地改良区への相談が必要です。
土留め工事をしたい 水路に橋を取り付けたい 工事等で農道を利用したいなど	施工承認願	土地改良区への相談が必要です。
①浄化槽を廃止したとき ②使用者が変わったとき	①水洗便所(中止・廃止)届 ②水路使用料名義変更届	下水道へ変わったときは、届出が必要です。

※「決済金」の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の管理費等の負担額について一時払いをもって決済していただくものです。手続きがない場合は土地原簿から除外されることなく、そのまま賦課されますので必ず届出をお願いします。

土地改良区賦課金に関するお知らせ

● 滞納賦課金は新資格者の負担

土地改良区内の農地を売買するとき(競売を含む)や組員の資格を交代する場合にその土地に滞納賦課金があると、その納入義務は、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい資格者(耕作者)に生じます。資格取得の際は、その後のトラブルを避けるためにも、必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いいたします。

● 賦課金は期限内に納入をお願いします

土地改良区の賦課金は、運営費や土地改良施設の維持管理費に充てられる重要な経費です。一部組員の滞納によって、土地改良区の業務運営に支障が生じることのないよう、公平な費用負担の面からも納期限内に必ず納入くださいますようお願いいたします。

もし、一括納入ができない場合や諸事情により納入が困難な場合は、様々な対応を個別に行わせていただいておりますので、土地改良区事務所までご相談くださいますようお願いいたします。

(連絡先) 寒河江川土地改良区賦課係：TEL 0237-86-5112

工事に伴う断水のお知らせ

※ () は関係地区

- 二ノ堰幹線水路(寒河江、西根)、道生堰幹線水路(三泉、溝延、元泉)
水門補修のため、令和4年2月末まで断水を予定。
- 新堰幹線水路(寒河江南部、本楯)
新堰隧道工事のため、令和4年3月末まで断水を予定。

昭和堰頭首工
寒河江川からどれくらいの水を取り
入れているのかな？



大堰・二ノ堰分水工
ここで寒河江市へ流れる水と河北町へ流
れる水は分かれるんだよね！



二ノ堰サイフォン
あれ？水路が途中からなくなってしまう
だよ！



**7月15日
寒河江小学校4年2組
二ノ堰学習会**

二の堰親水公園
広い公園だな～
この水路が幅広いのはなぜかな？



自然水族館
9月22日、児童が自ら自然水族館地
下道内の清掃を行ってくれました。
きれいにしてくれてありがとうございます!!



私どもも土地改良区としてもこれからの
二ノ堰のあり方を見つめ直す良い機会と
なりまりました。児童たちの豊かで柔軟な発
想力は、改めて気付かされることばかり
で、今後の維持管理やPR活動に活かし
ていきたいと思えます。

二ノ堰を大切にしていきます

私達にとって二の堰とは、
4年2組 大隅 彩羽
私は、今まで天の散歩で二の
堰を歩いていますが、
二の堰という名前がついて
ることは、知りませんでした。
でも、四年生になって総合を始
めて、その用水路が二の堰だ
ということが知りました。
昔は、お城のほりに水を引く
ために使われていたそうです。
戦いが終わってからは田んぼの
水や野菜の水に使われていたそ
うです。私は、自分たちの生活
と二の堰は、結び付いていると
思いました。
土地改良区の方々は、二の堰
を善から守って来てくれていま
す。だから今度は、私達も二の
堰を守りたいと思いました。
私達は、十一月三日火曜
日に二の堰ウォークラリーを開
さいします。その時に、今まで
総合で学習してきたことを、今
度は私たちがたくさんの人に広
めたいです。
最後に、私達にとって二の堰
とは、私達の生活に必要なさん
ざいで寒河江市民全員で守って
いかなければいけないものだ
と思います。

